

高第805号  
令和8年1月20日

各軽費老人ホーム施設長 様  
(岐阜市内所在施設を除く)

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第3条に定める  
その他の経費について (通知)

岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)については、令和7年12月15日付け高第706号「岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の改正について(通知)」により、改正した旨をお知らせしたところです。

このたび、要綱第3条に定める知事が必要と認める経費(その他の経費)として、介護人材確保・職場環境改善等加算を下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご承知おきください。

記

1 算定方法

加算総額(年間) = 対象職員数(月平均) × 54,000円

※対象職員数(月平均) = 各月の介護職員数(常勤換算)の合計 ÷ 12  
(各月の介護職員は特定施設入居者生活介護を担当する職員を除く)

2 加算要件

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組を実施していること。

- (ア) 職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、職場の課題の見える化
- (イ) 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ  
又は外部の研修会の活動等)
- (ウ) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

3 対象経費

職場環境改善経費又は人件費に要する費用とする。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。ただし、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできない。

4 申請方法

別途、変更交付申請書の提出を依頼します。

担当所属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課施設整備係		
担当係長	広瀬	担当者	星野
電話番号	058-272-8517		
F A X	058-278-2639		
e-mail	<a href="mailto:hoshino-koshi@pref.gifu.lg.jp">hoshino-koshi@pref.gifu.lg.jp</a>		